

第5 指定介護機関に対する指導及び検査

1 指導について

(1)目的

指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とします。

(2)対象

すべての指定介護機関を対象とします。

(3)内容及び方法

ア 一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により実施します。

イ 個別指導

- ① 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう各区保健福祉センター等と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。
なお、個別指導を行ったうえ、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査する場合があります。
- ② 個別指導は原則として実地に行いますが、新たに介護扶助を行う指定介護機関のうち実地に指導を行うことを要さないものについては、複数の指定介護機関の管理者又はその他の関係者に一定の場所へ参集していただいて行う場合があります。

(4)実施上の留意点

指導の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

2 検査について

指定介護機関に対する検査は、個別指導の結果、検査を行う必要があると認められるとき及び個別指導を受けることを拒否する場合等に行われます。ただし、介護サービスの内容又は介護の報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足る理由があつて、直ちに検査を行う必要があると認められる場合は、この限りではありません。

検査は、被保護者に係る介護サービス内容及び介護の報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものです。

なお、必要に応じ利用者等についての調査を併せて行う場合があります。